

第 214 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 4 年 10 月 26 日(水) 午前 9 時 10 分～ 午前 9 時 50 分

2. 場 所 仁多庁舎 大会議室

3. 出席委員 (37名)

1番	高橋 政伸	2番	中林 孝	3番	立石 覚	4番	若槻 隆季
5番	大坂 茂	6番	足立 信子	7番	古田川 光彦	8番	内田 吉彦
9番	藤原 康正	10番	石原 隆幸	11番	石原 敬士	12番	松原 武雄
13番	磯田 光徳	14番	藤原 功	15番	宇田川 光好	16番	安部 備造
17番	勝部 定次	18番	金倉 弘美	19番	和久利 勝	21番	若槻 進
22番	藤原 克巳	23番	和久利 健	24番	高橋 正敏	25番	石原 宏二
26番	賀元 春男	27番	若月 勝久	32番	福本 成美	33番	安部 治美
34番	卜藏 秀夫	36番	岩田 孝史	37番	若槻 保	38番	堀尾 敏久
39番	永濱 孝之	40番	石原 博	41番	足立 康夫	42番	松島 昭夫
43番	原田 二郎						

4. 事務局又は説明者

農業委員会	事務局長補佐	福田 貴美子
農林振興課	主任主事	廣田 駿二

5. 欠席委員 (6名)

20番 八澤委員 28番 藤原委員 29番 藤原委員 30番 小池委員 31番 山田委員
35番 松原委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地取得「下段面積」の設定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第214回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者はございません。18名中18名出席ですので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、6番 足立委員、7番 古田川委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。それでは議事に入ります。議案第1号、非農地証明交付申請の承認について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和4年10月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/畑、現況/山林。面積109㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由、昭和60年ごろから、耕作していないため。現地調査につきましては、9月14日に□□□□地区の農業委員、推進委員の方 3 名で実施しました。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。現地は、長年耕作されておらず、山林化しており農地への復旧は困難と思われます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について3番立石委員、補足説明をお願いします。
3番	議案1号番号1について3番立石が補足説明をさせていただきます。この農地は□□□□地区 ■■■■自治会にある農地で、資料1のとおり集落の上の方にあります。先ほど事務局より説明がありましたように、□□□□地区の農業委員、推進委員、役場の方とで確認を取り、既に山林化しているので非農地は妥当ではないかと判断いたしました。審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第3条第2項第5号の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年10月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積257㎡他で計

事務局	1, 217㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。空き家の所在地 ■■■■番。申請地は、□□□□地区■■■■地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。資料2に住宅地図を載せていますのでご覧ください。現地につきましては、10月8日に地区担当の農業委員、推進委員と確認しました。住宅に隣接した農地で、面積合計も 1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。今回、承認いただければ、本日付で別段面積の区域として申請農地を告示します。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第2番号1について38番堀尾委員、補足説明をお願いします。
38番	議案第2番号1について38番□□□□の堀尾が補足説明をいたします。場所ですが、■■■■にある農地です。今月8日に事務局補佐、■■■■自治会役員、農業委員と私で現地で説明を受け確認いたしました。農地は草刈り等保全管理されておりますのでいつでも作れるような状態でした。ご審議の方よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和4年10月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1, 784㎡他で2, 362㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は、175. 1アールです。対価は、総額45万円です。資料3に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について25番石原委員、補足説明をお願いします。
25番	番号1について、25番石原が補足説明させていただきます。場所は資料3に書いてありますように□□□□になります。2窪ということで申請が出ております。受けられる△△△△さんはこの隣の田圃も作っておられまして、先ほど事務局からも報告がありましたように全て管理されております。

25番	専業農家でもありますし耕作については何ら差支えは無いと思っておりますので審議のほどよろしくをお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年10月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/畑、現況/宅地。面積215㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、□□□□。転用目的は車庫など。施設等、車庫の建設。転用理由は、車庫の建設と進入路。追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意を得て、令和4年9月28日に公告されています。資料4に地図を載せていますので、参考をご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況、ともに田。面積758㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、□□□□。転用目的は一般個人住宅。施設等、一般住宅。転用理由は、子どもの住宅用地とするため。除地については、県の同意を得て、令和4年9月28日に公告されています。資料5に住宅地図を載せておりますので、参考をご覧ください。 以上につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について39番永濱委員、補足説明をお願いします。
39番	39番永濱です。番号1から2について説明いたします。番号1、○○○○さんの案件ですが資料4のとおり、□□□□に○○○○さんのお宅があります。その敷地に隣接する場所で、先ほどご説明がありましたように後追いですが既に車庫が建っているということです。番号2、○○○○さんの案件ですが資料5にありますように■■■■自治会の中にありますが□□□□の田圃でして、○○○○さんの子どもさんが結婚され新築したいとのことで新築用地です。よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります 番号1について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について質疑に入ります 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 次に議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について上程いたします。事務局説明をお願いします。
農政G	農林振興課農政グループ廣田です。農振除外を担当しています。よろしくお願いします。 議案第5号の奥出雲農業振興地域整備計画変更理由書の資料をご覧ください。 今回、除外と用途区分変更の2種類ございます。順次説明させていただいた後にご審議頂ければと思います。 まずはじめに、除外からご説明させていただきます。 除外の資料の4pをご覧ください。こちらが今回申請のあった除外申請の一覧です。 件数17件、筆数20筆。面積ですと3,901㎡が今回の申請内容です。 このうち整理番号3番10番11番13番16番が追認の案件です。 それでは、内容について一通り読み上げます。 整理番号1、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積 196㎡うち3㎡。土地の所有者 ○○ ○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、携帯電話無線基地局。 整理番号2、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積 752㎡うち3㎡。土地の所有者 ○○ ○○、事業計画者 △△△△。除外の理由、携帯電話無線基地局。 整理番号3、土地の所在 □□□□番。地目は畑、面積 10㎡。土地の所有者、事業計画者とも に○○○○。除外の理由 墓地。 整理番号4、土地の所在 □□□□番。地目は畑、面積 198㎡うち10㎡。土地の所有者、事 業計画者ともに○○○○。除外の理由 墓地。 整理番号5、土地の所在 □□□□番。地目は畑、面積 340㎡うち3㎡。土地の所有者 ○○ ○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 携帯電話無線基地局。 整理番号6、土地の所在 □□□□番。地目は畑、面積 513㎡うち3㎡。土地の所有者 ○○ ○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 携帯電話無線基地局。 整理番号7、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積 209㎡うち3㎡。土地の所有者 ○○ ○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 携帯電話無線基地局。 整理番号8、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積 51㎡うち3㎡。土地の所有者 ○○ ○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 携帯電話無線基地局。

農政G	整理番号9、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積 2,154㎡うち3㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 携帯電話無線基地局。 整理番号10、土地の所在 □□□□番。地目は畑、面積 10㎡。土地の所有者、事業計画者ともに○○○○。除外の理由 墓地。 整理番号11、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積 196㎡。土地の所有者、事業計画者ともに○○○○。除外の理由 露天駐車場、庭園。 整理番号12、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積 2,512㎡うち3㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 携帯電話無線基地局。 整理番号13、土地の所在 □□□□番。地目は畑、面積 1,026㎡。土地の所有者、事業計画者ともに○○○○。除外の理由 駐車場、倉庫。 整理番号14、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積 708㎡。土地の所有者、事業計画者ともに○○○○。除外の理由 農機具倉庫、進入路。 整理番号15、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積 133㎡うち3㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 携帯電話無線基地局。 整理番号16、土地の所在 □□□□番。地目は畑、面積 376㎡。土地の所有者 ○○○○、○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 露天駐車場。 整理番号16、土地の所在 □□□□番。地目は畑、面積 503㎡。土地の所有者 ○○○○、○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 露天駐車場。 整理番号17、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積 284㎡。土地の所有者、事業計画者ともに○○○○。除外の理由 宅地。 整理番号17、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積 620㎡。土地の所有者、事業計画者ともに○○○○。除外の理由 農業用倉庫、露天駐車場。 整理番号17、土地の所在 □□□□番。地目は田、面積 131㎡。土地の所有者、事業計画者ともに○○○○。除外の理由 露天駐車場。 以上が除外申請の内容でございます。 詳細については、9ページ以降 位置図及び土地利用計画図を添付しておりますので、後ほどご確認をお願いします。 続きまして用途区分変更について、ご説明します。 資料左肩に用途区分変更と書かれている資料が除外の続きにございます。 こちらの資料4ページをご覧ください。 こちらが今回申請のあった、申請内容です。 件数1件、筆数1筆。 面積 1,107 ㎡(うち事業面積 126.5 ㎡)が今回の申請内容でございます。 それでは、内容について読み上げさせていただきます。 番号1、土地の所在 □□□□番。地目は畑、面積1,107㎡うち126.5㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。変更の理由 農業用施設用地。 以上でございます。
-----	---

農政G	詳細については、6ページ、7ページに位置図及び土地利用計画図を添付しておりますので、ご確認をお願いします。 以上、除外と用途区分変更についてご審議の程よろしくをお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。案件が多いですので多少の時間をおきます。ご審議をお願いします。
15番	許可条項のところで、許可不要となっているのは調べなくても良いということですか。
廣田	携帯電話無線基地局につきましては、農振除外は転用の後でも良いということになりまして、転用は不要ということです。無線基地局は、申請を頂いて電気通信事業法につきましては農地法の許可は要らないけれども除外の申請だけは出してもらうということになっておりますので、このような書き方をさせてもらっているところです。
議長	議案第5について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5について承認することに決しました。 次、その他について事務局をお願いします。
事務局	一点目、配布物についてお知らせさせていただきます。 ・農地機構だよりをお配りしておりますのでご覧ください。 ・全国農業会議所から全国農業新聞のタブロイド判が届いております。農業者年金に特化した記事が載っておりますのでご覧ください。合わせて全国農業新聞の新規購読者募集をしております。奥出雲町農業委員の購読率は83%、推進委員の方で32%となっております。購読ご希望の方がございましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。 二点目、昨年度からお知らせしておりましたタブレットが納品されました。動作確認をさせていただき、年内には皆様方に対して利用研修会の開催をご案内したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。
議長	農振部会長、何かございますか。
部会長	農振部会といたしまして、来月の総会終了後に部会の開催を考えておりますので関係の方はご出席よろしくをお願いいたします。 以上です
議長	それでは来月の日程ですが、11月22日火曜日、9時から本会議場で開催いたします。 その後、先ほど案内がありました農振部会を開催するということですのでよろしくお願いいたします。 以上で本日の総会を終了いたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 6番 ⑩

議事録署名委員 7番 ⑩